

◇ 誤請求事例 ◇

入院基本料

入院基本料を健保点数で算定しています

指定病院等の番号	病院等の名称
----------	--------

帳票種別 3 4 7 0 2	修正項目番号	①新継再別 1 初診 3 転医 5 継続 7 再診 3	②転帰事由 1 退院 3 継続 5 転医 7 中止 9 死亡 3	③支払額
④ 府県所管管轄 労働保険番号	基幹番号	枝番号	⑤増減コード及び増減額	
⑥生年月日	⑦傷病年月日	⑧増減理由		⑨決定年月日
⑩療養期間	⑪診療実日数		⑫処理区分	
⑬合計額	修正欄			

診療費請求内訳書 (入院用)

労働者の氏名	(31 歳)	傷病の部位及び傷病名	外傷性頸部捻挫
--------	---------	------------	---------

1. 請求内容と正しい算定

◎ 入院基本料を誤って健保点数で算定しています。

◎ 入院基本料は、入院の日から起算して2週間以内の期間の場合、健保点数の1.30倍で算定します。
正しい算定は次のとおりです。

(10対1入院基本料) (初期加算(14日以内))

$$1,300点 \times 1.30倍 + 428点 = 2,118点$$

$$2,118点 \times 3日 = 6,354点$$

2. 労災特掲料金

◎ 入院基本料

入院の日から起算して2週間以内の期間 健保点数の1.30倍
入院の日から起算して2週間を超える日以降の期間 健保点数の1.01倍
(いずれも1点未満の端数は四捨五入)

入院年月日	20 年 4 月 28 日		
90 入院	病診衣	⑨ 入院基本料・加算	5,436
	一般10 補2	1,812 × 3 日間 × 日間 × 日間 × 日間	
院	⑩ 特定入院料・その他		100
	90 * 一般病棟入院基本料 10対1入院基本料 (14日以内)		1,728 × 3
		* 看護補助加算 2	84 × 3
		92 * 労災治療計画加算	100 × 1
小計	点	⑪	円